

- ▶ 準PAZ内（牡鹿半島）の小中学校の児童等（4施設、70人）及び保育所の幼児（2施設、23人）は、警戒事態で、授業・保育を中止し、保護者へ引き渡す。
- ▶ 保護者への引渡しができなかった児童等は、施設敷地緊急事態で、教職員等とともに宮城県又は石巻市が手配するバスで避難し、避難所で保護者に引き渡す。
- ▶ 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済。

学校・保育所名称	人数		
	児童等	職員	合計
鮎川小学校（牡鹿地区）	18人	9人	27人
大原小学校（牡鹿地区）	16人	10人	26人
東浜小学校（荻浜地区）	10人	8人	18人
牡鹿中学校（牡鹿地区）	26人	15人	41人
牡鹿地区保育所（牡鹿地区）	21人	8人	29人
荻浜保育所（荻浜地区）	2人	2人	4人
合計（6施設）	93人	52人	145人

警戒事態

(1) 避難準備
(2) 児童等の保護者への引渡し

児童の
引渡し

保護者が児童等を取り

施設敷地緊急事態

▶ 引渡しができなかった児童等は、教職員等とともに、バスで避難開始。

避難の準備
(※保育所の幼児は避難開始)

全面緊急事態

避難の開始

避難所受付ステーション（宮城県大崎合同庁舎）

避難所（児童等が居住している地区の避難先）

保護者への引渡しができなかった児童等は、避難所で保護者に引渡し

※児童等の人数については、

保育所：平成31年4月1日現在

小中学校：令和元年5月1日現在

- ▶ 準PAZ内（牡鹿半島）の医療機関及び社会福祉施設（3施設80人）の全てについて、個別避難計画を策定済であり、UPZ外に避難先を確保。
- ▶ 避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。その他の避難可能な入所者等は、それぞれの避難先施設へ避難を実施。
- ▶ 準PAZ内（牡鹿半島）の医療機関については、宮城県の被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネーターの助言を受け、宮城県が避難先を調整。
- ▶ 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、宮城県が受入先を調整。
- ▶ 通所施設の利用者は、警戒事態で、サービスを中止し、家族等へ引き渡す。

避難元施設

おしか
<準PAZ内（牡鹿半島）：3施設>

避難先施設

＜放射線防護対策施設（整備中）＞

番号	施設名	施設種別	定員数
1	いしのまきしりつ おしか 石巻市立牡鹿病院	医療機関	25人

＜放射線防護対策施設＞

番号	施設名	施設種別	定員数
2	おしか清心苑	特別養護老人ホーム	50人

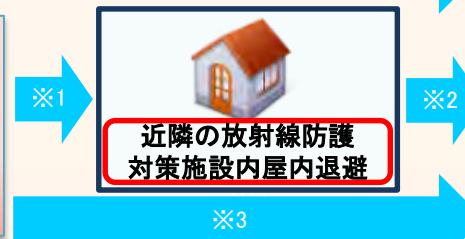
番号	施設名	施設種別	定員数
3	ひまわり	共同生活援助支援 事業グループホーム	5人



番号	施設種別	市町名	受入可能人数
1	UPZ外医療機関	96施設で合計2,286人の受入可能	



番号	施設種別	市町名	受入可能人数
2	特別養護老人ホーム	せんだいし 仙台市（4施設）	65人
		いわぬまし 岩沼市（2施設）	



番号	施設種別	市町名	受入可能人数
3	民間宿泊施設	せんほくし 秋田県仙北市 (1施設)	5人

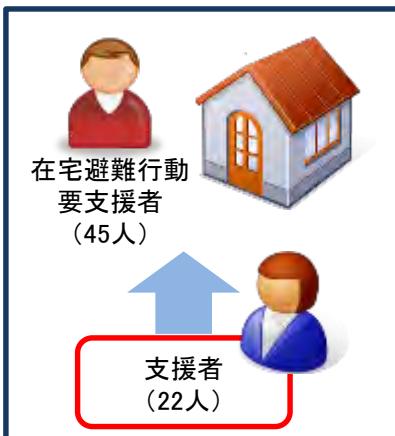
※1 避難の実施により健康リスクが高まる者は、輸送等の避難準備が完了するまで放射線防護対策施設内で屋内退避

※2 輸送等の避難準備完了後、あらかじめ定められた避難先施設又は宮城県が調整した避難先施設へ避難

※3 避難可能な入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設又は宮城県が調整した避難先施設へ避難

- 在宅の避難行動要支援者45人のうち、22人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、石巻市、自主防災組織、民生委員、消防団等を通じて支援者を確保。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両、バス又は福祉車両で避難先へ移動。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で、近傍の放射線防護対策施設へ移動。輸送等の避難準備完了後、避難を実施。

支援者が同行することで避難可能な者



支援者の車両等で移動

10人 (支援者10人)

支援者と共に
徒歩等で移動

34人 (支援者11人)

一時集合場所

いしのまきし
石巻市10箇所
※P67参照

バス、福祉車両で移動

避難所受付ステーション
・ 宮城県大崎合同庁舎

バス、
福祉車両等で移動

避難の実施により健康リスクが高まる者

支援者の車両又は福祉車両で移動

1人 (支援者1人)

放射線防護対策施設

いしか
牡鹿保健福祉センター清優館、
特別養護老人ホームおしか清心苑、
いしのまきりつ
石巻市立牡鹿病院(整備中)

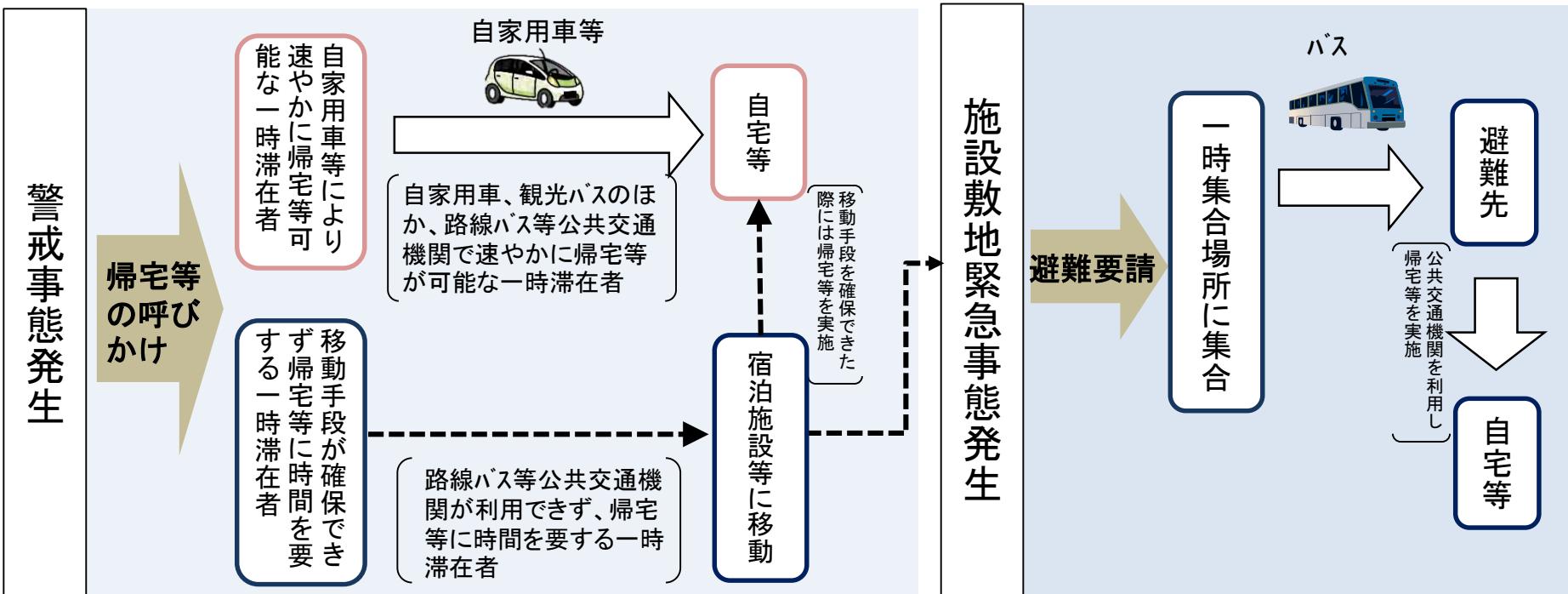
輸送等の避難準備完了後、
避難を実施

避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施

避難所または福祉避難所
・ 大崎市内

- 宮城県及び石巻市は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態で、帰宅等を呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間要する一時滞在者については、宿泊施設等に移動し、施設敷地緊急事態で避難を実施。避難の際には、徒步等により一時集合場所に集まり、宮城県や石巻市が確保した車両により避難を実施。
- 各事業所の従業員の避難方法については各事業所単位で周知（施設敷地緊急事態で、自家用車等により帰宅）。

〈観光客等一時滞在者の避難の流れ〉



〈準PAZ内（牡鹿半島）の観光客見込人数〉

施設数	人数
3	607人

※観光客見込人数は平成30年実績
ピーク時（9月）における1日あたりの観光客数を基に算定

➤ 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数330人について、バス17台、福祉車両5台

	想定対象 人数※1	必要車両台数			備 考
		バス※2	福祉車両※3 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※3 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等を避難先施設に輸送	145人 (児童等93人 + 職員52人)	7台 (児童等93人 + 職員52人)	0台	0台	【バス】 保護者への引渡しによりその分必要台数は減少【P61参照】 3ルートそれぞれ必要台数を算出した合計値【P67参照】
医療機関・社会福祉施設の入所者等を避難先施設に輸送	74人 (入所者37人 + 職員37人)	4台 (入所者31人 + 職員31人)	0台	3台 (入所者6人 + 職員6人)	【バス】 施設ごとにそれぞれ必要台数を算出した合計値【P62参照】
医療機関・社会福祉施設の入所者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者等を放射線防護対策施設に輸送※4	0人	0台	0台	0台	
在宅の避難行動要支援者及びその支援者を避難先施設に輸送	45人 (要支援者34人 + 支援者11人)	3台 (要支援者31人 + 支援者9人)	0台	2台 (要支援者3人 + 支援者2人)	【バス】 4ルートそれぞれ必要台数を算出した合計値
在宅の避難行動要支援者について、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその支援者を放射線防護対策施設に輸送※4	2人 (要支援者1人 + 支援者1人)	0台	1台 (要支援者1人 + 支援者1人)	0台	
上記以外の施設敷地緊急事態要避難者等を避難先施設に輸送	33人	3台 (33人)	0台	0台	33人全員がバスにより避難 【バス】 4ルートそれぞれ必要台数を算出した合計値
観光客等の一時滞在者の輸送	31人	2台 (31人)	0台	0台	1日あたりの観光施設の観光客見込人数607人のうち、約95%が自家用車や観光バスで来場する想定で、その5%を想定対象人数として算入【P64参照】
合 計	330人	17台※5	6台※5		

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 バスは、牡鹿（おしか）半島の地域特性を踏まえ、1台あたり25人の乗車を想定

※3 ストレッチャー、車椅子どちらも乗車でき、配置により乗車台数を自由に変えられる車両を配備しているため、実際配備している車両の仕様を基に必要台数を積算

※4 「避難の実施により健康リスクが高まる者」は、輸送等の準備が整うまで放射線防護対策施設に屋内退避

※5 必要車両台数については、相乗りや近隣の施設までのピストン輸送等により重複しており、合計値が合わない場合がある。

- 施設敷地緊急事態発生時には、学校、医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者等の避難のために、石巻市、医療機関、社会福祉施設及び東北電力が配備する車両のほか、宮城県の要請に基づき、宮城県バス協会が調整・確保する車両により、必要車両台数を確保。
- 宮城県及び宮城県バス協会は、「原子力災害時における緊急輸送に関する協定書」※1に基づき住民避難用バスを確保。

	確保車両台数			備 考
	バス※2	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数	17台	6台		【P65参照】
(B) 確保車両台数	計17台以上	計6台		
確保先	石巻市	0台	0台	0台
	学校、医療機関、社会福祉施設	0台	0台	1台
	宮城県バス協会	17台以上	—	—
	東北電力	—	5台※3	

※1 宮城県と公益社団法人宮城県バス協会(協力事業者84社)が、平成30年9月13日に締結

※2 バスは、牡鹿(おしか)半島の地域特性を踏まえ、1台あたり25人の乗車を想定

※3 東北電力(とうほくでんりょく)の福祉車両のうち1台については、PAZから車椅子2人、準PAZから車椅子1人乗車し、避難先施設に輸送【P38参照】

※4 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

- 石巻市における準PAZ内(牡鹿半島)の住民のうち施設敷地緊急事態で一時集合場所からバスにより避難する者及びその支援者は合計73人。
- 10箇所の一時集合場所を設置し、避難行動要支援者等は、あらかじめ指定された一時集合場所に集合し避難を実施。



対象行政区	一時集合場所	バス 必要台数
あゆかわ 鮎川第2~6	① 牡鹿中学校	7人
あゆかわ 鮎川第1	② 鮎川小学校	0人
くぐなり 十八成	③ 十八成自治会集会所	3人
にいやま 新山	④ 新山振興会集会所	0人
こぶち 小渕、給分	⑤ 給分浜集会所	20人
おおはら 大原	⑥ 大原小学校	0人
こあみくら 小網倉	⑦ 小網倉清水田集会所	8人
すだちはま 鹿立浜、福貴浦	⑧ 鹿立浜集会所	12人
まつねさきはま 狐崎浜	⑨ 狐崎漁村センター	11人
まきのはま 牧浜、竹浜	⑩ 東浜小学校	12人
	合 計:10箇所	73人
		5台

※学校の児童等を避難先施設に輸送するためのバス必要台数は以下のとおり

・牡鹿地区保育所(幼児21人、職員8人)、鮎川小学校(児童18人、職員9人)、
・牡鹿中学校(生徒26人、職員15人)

⇒ 4 台

・大原小学校(児童16人、職員10人)

⇒ 2台

・荻浜保育所(幼児2人、職員2人)、東浜小学校(児童10人、職員8人)

⇒ 1台

【P61参照】

※①の一時集合場所では、観光施設からの避難手段の無い者31人が追加で乗車

- 避難の実施により健康リスクが高まる者については、輸送等の避難準備が整うまで放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護対策施設(3施設)へ屋内退避を実施。
- これら3施設では、施設入所者と準PAZ内の在宅の避難行動要支援者等を最大約330人収容可能。
- 放射線防護対策施設では、およそ3日を目安に生活できる食料及び生活物資等を確保するため、必要な備蓄と供給体制を整備。

放射線防護対策施設(3施設)

